

平成 20 年度前期・岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	民法

〔第1問〕 次のような事案について、Yが、Xに対し、転売代金債権について支払を求めた場合、認められるであろうか。それとも、A社の物上代位権の行使としての差押命令が優先するであろうか。理由を付して述べなさい。

<事案>

- (1) A社は、B社に対し、本件商品を売渡し、B社は、Xに対し、これを転売した（以下、この転売契約に基づく売買代金債権のことを「本件転売代金債権」という）。
- (2) B社は、平成18年3月1日、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、C弁護士が破産管財人に選任された。
- (3) C弁護士は、平成19年1月28日、破産裁判所の許可を得て、Yに対し、本件転売代金債権を譲渡し、同年2月4日、Xに対し、内容証明郵便により、上記債権譲渡の通知をした。
- (4) ところが、その後、A社は、東京地方裁判所に対し、動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使として、本件転売代金債権について差押命令の申立てをし、同裁判所は、平成19年4月30日、本件転売代金債権の差押命令を発し、同命令は同年5月1日にXに送達された。

〔第2問〕 次のような事案について、Yが、Xに対し、不当利得の返還義務があるのは、売却代金相当額（約5350万円）か、口頭弁論終結の前日の時価相当額（約1867万円）か、あるいは代替物（本事案ではYが交付を受けたと同数のB社株式の株券）になるのか。理由を付して述べなさい。

<事案>

- (1) Xは、平成12年2月15日、A証券会社を通じて、B社の株式（以下、「本件親株式」という。）を取得した。
- (2) Xは、同年10月31日、A社から本件親株式に係る株券の交付を受けたが、その際、本件親株式につき名義書換手続をしなかったため、本件親株式の株主名簿上の株主は、かつて本件親株式の株主であったYのままであった。
- (3) B社は、平成14年1月25日開催の取締役会において、同年3月31日を基準日

として普通株式1株を5株に分割する旨の株式分割（以下「本件株式分割」という。）の決議をし、同年5月15日、これを実施した。

（4）Yは、本件親株式の株主名簿上の株主として、そのころ、B社から本件株式分割により増加した新株式（以下、「本件新株式」という。）に係る株券の交付を受けた。

（5）Yは、平成14年11月8日、株式市場において第三者に対して本件新株式を売却し、売却代金約5350万円を取得した。

（6）Xは、平成15年10月10日ころ、B社に対し、本件親株式について名義書換手続を求め、そのころ、Yに対し、本件新株券及び配当金の引渡しを求めた（これにより、Xは、本件新株式がYにより売却されたことを知った）。

（7）Xは、Yは法律上の原因なくXの財産によって本件新株式の売却代金約5350万円の利益を受け、そのためにXに損失を及ぼしたと主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、上記売却代金相当額である約5350万円並びにこれに対する訴状送達の日翌日である平成16年4月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。

（8）Yは、次のように主張して、Xの請求は口頭弁論終結の前日（平成17年5月17日）のB社の株式の終値でしか認められないとして、請求総額は約1867万円になると争った。

すなわち、本件新株式は上場株式であり代替性を有するから、Yの得た利益及びXが受けた損失は、いずれも本件株式分割により増加した本件新株式と同一の銘柄及び数量の株式である。したがって、Xが本件新株券そのものの返還に代えて本件新株式の価格の返還を求めることは許されるが、その場合に返還を請求できる金額は、Yが市場において本件新株式と同一の銘柄及び数量の株式を調達して返還する際の価格、すなわち事実審の口頭弁論終結時又はこれに近い時点における本件新株式の価格によって算定された価格相当額である。

なお、日本証券業協会が定める「株式の名義書換失念の場合における権利の処理に関する規則（統一慣習規則第2号）」により、本件新株券の返還はできないと考えることも可能であるが、この点については、最判昭和37.4.20民集16巻4号860頁が不当利得返還請求権を肯定しており、本事件ではこれを前提としている。